



時事寸考

シーダ・ウォーク施設長、医師の吉田です。
“シーダ・ウォーク(Cedar Walk)”の、“Cedar”は「杉」、「Walk」はこの場合「小道」とか「散歩道」といった意味で、杉並区の「杉並」にかけています。しかし、桜や銀杏の並木は諸所にありますが、杉の並木はありませんね。調べてみると、江戸時代の初期、成宗村と田端村(成田のあたり)の領主、岡部氏が領地の境界を示すため、青梅街道に杉を植えたのが、「杉並」の由来だそうです。ちなみに、この杉はもうありません。



ほとんど落葉しましたが、シーダ・ウォーク周辺では、銀杏がきれいです。銀杏は、一見、普通の落葉広葉樹にみえますが、分類上は裸子植物門イチョウ綱イチョウ目イチョウ科イチョウ属の唯一の現存種で、被子植物ではないので、広葉樹とは呼びません。よく見ると、葉脈が扇形になっていたり、幹からいきなり葉がでたりと変なところがあります。イチョウの仲間は太古に繁栄しましたが、氷河期に現存種以外は絶滅したため、「生きた化石」と呼ばれています。

銀杏(イチョウ)の種子も、銀杏と書いて、ギンナンと読みます。ややこしいですね。ギンナンの臭いを避けるために、街路樹には種子のできない雄株のみが使われることが多いようです。イチョウの学名は、“Ginkgo biloba”ですが、発音不能です。“Ginkgo”の綴りミスが元ですが、一度つけた学名は修正できないのです。

栄養科より今月の一押しメニュー

元旦には、黒豆やなますなどの“おせち盛り合わせ”、2日には、“鯛ごはん”、“宝蒸し”、“栗きんとん”、3日には、“ちらし寿司”にイクラを添えてご用意する予定です。お料理でお正月をお楽しみいただければと思います。



また、7日の朝食には“七草粥”と、これからも季節感を大切にしながら、栄養バランスの良い食事を、皆様にご用意させていただきます。

食は健康の源です。しっかり食事を取り、元気にお過ごしください。

車いす貸出しのご案内

当施設は、杉並区社会福祉協議会の車いす貸出し拠点となっており、1ヶ月までの短期間、ご希望される方に車いすの無料貸出しを行っています。

車いすを使うご本人、もしくは、ご家族が杉並区の方であれば、シーダ・ウォークのご利用者以外でも貸出しができます(杉並区以外にお住まいの方は、各自治体の社会福祉協議会にお問合せください)。

詳しくは、1階事務室までご連絡ください。

イベント・コンサート ※13時30分~14時30分※

- ◆ 1月11日(土)新春&10周年コンサート
【こーる・にこっ♪の皆さん】
- ◆ 1月18日(土)ニューイヤーコンサート
【コーラス クヴェレの皆さん】
- ◆ 1月25日(土)クラシック室内楽演奏コンサート
【アンサンブル・コマエドの皆さん】

面会時のお願い

インフルエンザ流行時期のご面会時には、マスクの着用と手指の消毒をお願いしています。マスクはご持参いただくか、お忘れの際は1階事務窓口横の販売機でご購入をお願いします。



なお、体調がすぐれない方のご面会は、お断りさせていただきます場合もございますので、予めご了承ください。利用者さんの感染症予防のため、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

Cedar Walker で法律相談
毎回、様々なテーマで法律問題を簡単に解説していただく、この連載ですが、今回のテーマは…

自筆証書遺言保管制度

2020年7月10日より、自筆証書遺言の保管制度がスタートします。

遺言を残す方法で、もっとも手軽にできるのは、自筆証書遺言(自分自身で書く遺言)ですが、シーダ・ウォーカーでも以前にご紹介したとおり、法改正により、パソコン等で作成した目録を遺言に添付することができるようになり、以前にも増して作成することが容易となりました。

ただ、自筆証書遺言については、保管場所をどうするか、という問題があります。いったん作成した遺言であっても、紛失してしまったり、発見した人が破棄してしまったりしたら、その内容は分からなくなってしまいます。貸金庫に保管するという方法もありますが、貸金庫に入れておいたこと自体、誰も把握していなければ、やはり遺言の内容は実行されません。

この保管場所の問題について解決するため、法律の改正が行われ、2020年7月10日より、自筆証書遺言の保管制度がスタートすることとなりました。

この制度がスタートした後には、自筆証書遺言を作成した人が法務局に遺言書の保管を申請することができるようになります。法務局で、本人であるかどうかの確認がなされた後、法務局で自筆証書遺言の原本が保管されることとなりますので、紛失する恐れがなくなります。

また、被相続人本人が亡くなった後、遺言書が保管されているかどうかについて、相続人が法務局に問い合わせることもできます。遺言書が保管されている場合には、遺言書の閲覧をしたり、写しを交付してもらうこともできます。よって、遺言があるかどうか分からない場合でも、とりえず法務局で調べれば、保管制度により保管されている自筆証書遺言があるかどうかは分かりますので、相続人にとっても、遺言を探しやすくなります。

自筆証書遺言の保管制度については、上記のようなメリットがありますので、今後、遺言を残される場合には、是非利用を検討してみてください。

桜丘法律事務所 弁護士 大窪和久
(電話)03-3780-0991 (WEB)<http://www.sakuragaoka.gr>

介護老人保健施設 シーダ・ウォーク
〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9
TEL.03-5311-6262(代) FAX.03-5311-6180 <http://www.kawakita.or.jp/>
2019年12月25日発行 vol.151 編集:山口・谷山・谷沢・大島

2019 デイケア外出プログラム

今年度は、例年開催している「園遊会」とは少し趣向を変え、外出希望のある方に「何処に行きたいか？」アンケートを取り、近隣～ちょっと遠出まで、少人数での個別のお出かけをしてきました。

・羽田空港・浅草・近隣の甘味屋さん・キッチンスタジオでのおやつ作り

などなど



旅の玄関口「羽田空港」

何度行っても楽しい

「浅草」



キッチンスタジオでの「おやつ作り」